

○ みんなでつくる ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 『環境にやさしいまち』を目指して

町田市環境基本条例が施行されます

現在生じている様々な環境問題のいくつかは、現代社会での私たちの生活スタイルそのものに原因があると言われており、「被害者が加害者」となるケースも少なくありません。このため、事業活動や日常生活において、環境を保全するための取り組みに努めることが、世界的に求められています。

そこで町田市では、環境の保全、回復、創造に向けて、行政、事業者、市民が一体となって取り組むための第一歩として、昨年の12月議会において可決された町田市環境基本条例(本紙1月21号で紹介)を7月1日から施行します。

町田市環境基本条例

この条例は、将来にわたって良好な環境が確保されることを目指して、環境の保全、回復、創造に向け、町田市全体が一体となって

取り組みを進めるための拠り所となるものです。前文で、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なる循環型社会の実現こそ、今日、私たちが取り組まなければならない最も重要な課題であると指摘し



市内の田園風景

その基本的な考え方や、事業者、市民の責務、環境への配慮などについて定めています。

良好な環境の継承

私たちは、「健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を享受する権利」を有しています。その一方で、「環境をより恵み豊かなものとして次の世代へと継承していく責任と義務」もあり、環境を保全、回復、創造していくための努力が求められます。

環境への負荷

私たちが、事業活動や日常生活の中で環境に与えてしまう、環境を悪化させる悪い影響を、環境への負荷と定義しました。

条例の制定によって、環境の保全、回復、創造に向け、一人ひとりが環境への負荷を少しずつ減らしていく努力をすることが必要となります。

事業者の責務

事業活動に伴う環境への負荷の低減や公害の防止などに向けて、措置を講ずることが事業者の責務となります。また、販売された製品が使用されることに伴う負荷や、サービスの提供に伴う負荷についても、低減に向けた措置を講ずる必要があります。

市民の責務

日常生活の中で生じる、環境への負荷を減らすための自主的な努力や、地域ぐるみの取り組みに積極

的に参加することが市民の責務となります。

また、町田市民でなくても、町田市を訪れる人や、町田市内に土地などを所有する人についても、市の施策に協力する責務があります。

環境配慮

町田市全体が一体となって環境への負荷を減らすための取り組みを進めていくため、規範となる具体的な行動を環境配慮として、自然を大切にすること、「ごみを減らすこと」など、わかりやすい表現で定めました(別表参照)。また、町田市内に限らず、他の地域でも環境配慮に努めることが求められます。

市の責務

公害の防止や自然環境の保全、資源やエネルギーの有効利用、環境への負荷の少ない商品やサービスの普及などを進めていくことが市の責務となります。これらの施策を総合的・計画的に進めて行くため、施策の大綱や長期的な目標を定める環境基本計画を作成しなければなりません。環境の状況や環境施策に関する報告書を作成することも条例で定めています。

また、市には、福祉や都市基盤整備といった様々な施策を進める事業者としての一面もあり、事業者としての責務も課せられます。そのほか市では、事業者や市民それぞれ役割に応じた、環境行動を進めるための指針も策定しています。

問 環境保全課

724・2711

別表 (環境配慮)

第8条 すべての者は、基本理念にのっとり、そのすべての活動において、次に掲げる環境配慮に努めなければならない。

- (1) 公害を発生させないこと。
- (2) 自然を大切にすること。
- (3) 歴史と文化を大切にすること。
- (4) まちをきれいにすること。
- (5) ごみを減らすこと。
- (6) 資源及びエネルギーを大切にすること。
- (7) 環境にやさしい製品及びサービスを選ぶこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること。

2 すべての者は、前項に規定する環境配慮を行うに当たっては、地球環境への影響についても考慮するものとする。

3 前二項の規定は、市民の市街における活動について準用する。

町田市環境審議会を設置することを定めた条例で、環境審議会が町田市が環境基本計画や環境行動指針、その他の重要な環境施策を策定するにあたって、市長が意見を求めるための附属機関です。委員は、学識者、市民、事業者によって構成され、この7月に発足する予定となっています。

町田市環境基本条例第9条に規定される町田市環境基本計画について、町田市総合環境計画策定委員会において、検討を進め、現在計画の原案となる第1次案がまとまっています。

市では、環境基本計画についてその検討段階で多くの方々からご意見やご提案をいただけるよう、この第1次案を公表していきます。

この案に対するご意見をお寄せ下さい。

公表期間 7月11日(水)まで

ご意見の提出方法 所定の用紙(各公開場所にあります)にご記入のうえ、環境保全課または市政情報課に提出して下さい。

環境基本計画
ご意見をお寄せ下さい

町田市環境基本条例第9条に規定される町田市環境基本計画について、町田市総合環境計画策定委員会において、検討を進め、現在計画の原案となる第1次案がまとまっています。

市では、環境基本計画についてその検討段階で多くの方々からご意見やご提案をいただけるよう、この第1次案を公表していきます。

この案に対するご意見をお寄せ下さい。

公表期間 7月11日(水)まで

ご意見の提出方法 所定の用紙(各公開場所にあります)にご記入のうえ、環境保全課または市政情報課に提出して下さい。